

「行動計画策定指針（案）」事項別国の施策状況一覧

行動計画策定指針（案）事項	具体的な国の施策（事業）	措置状況 予算額 （百万円）	省庁名
<p>シ 諸制度の周知</p> <p>育児休業、時間外労働の制限及び深夜業の制限の育児・介護休業法に基づく労働者の権利や、休業期間中の育児休業給付の支給等の経済的な支援措置などの関係法令に定める諸制度について、広報誌に記載する等、手法に創意工夫を凝らし労働者に対して積極的に周知する。</p> <p>ス 育児等退職者についての再雇用特別措置等の実施</p> <p>出産や子育てのために退職し、退職の際、将来、再就職を希望する旨を申し出た者を優先的に採用する再雇用特別措置や母子家庭の母の就業促進のための措置を講ずる。</p>	<p>・事業主等に対する育児・介護休業法等関係法令の内容の周知</p> <p>・妊娠、出産、育児等を理由として退職し、将来再就職を希望する者を登録し、情報提供等を実施する再就職希望登録者支援事業の実施</p>	<p>その他</p> <p>補助金等 579</p>	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p>
<p>(2) 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備</p>			
<p>ア 所定外労働の削減</p> <p>所定外労働は、本来、例外的な場合にのみ行われるものであるという認識を深め、「ノー残業デー」や「ノー残業ウィーク」の導入・拡充、フレックスタイム制や変形労働時間制の活用、時間外労働協定における延長時間の短縮等、所定外労働を削減するための方策を検討し、実施する。企業内に安易に残業するという意識がある場合には、それを改善するための意識啓発等の取組を行う。</p>	<p>・所定外労働時間が長い業種に属する複数事業主による研究・検討の場を設置し、当該業種に係る「所定外労働削減プログラム」を作成し、普及促進を行う所定外労働削減プロジェクト事業等を実施</p>	<p>補助金等 62</p>	<p>厚生労働省</p>
<p>イ 年次有給休暇の取得の促進</p> <p>年次有給休暇の取得を促進するため、年次有給休暇に対する意識の改革を図り、計画的付与制度を活用するとともに、労働者の取得希望時期をあらかじめ聴取し、年間の取得計画を作成すること等職場における年次有給休暇の取得を容易にするための措置を講ずる。</p>	<p>・年次有給休暇を取得しやすい職場環境の整備に向け、シンポジウムの開催等による長期休暇の普及促進 また、好事例を紹介し、導入のための工夫の仕方を提示するための長期休暇制度導入マニュアルの作成・活用、全国の主要都市で開催するシンポジウムによる意識啓発や労使の取組の促進、長期休暇制度の導入に向けての基盤整備を行う事業主団体への支援、長期休暇制度の実施が難しい中小企業の中で先行して長期休暇制度の円滑な導入と有効活用のための取組を行うモデル企業に対する支援、さらに業種別懇談会を設置し業種の特性に合った長期休暇促進のための事業等を実施</p>	<p>補助金等 610</p>	<p>厚生労働省</p>
<p>ウ 多様就業型ワークシェアリングの実施</p> <p>短時間勤務や隔日勤務を導入すること等多様な働き方の選択肢を拡大する多様就業型ワークシェアリングの導入に取り組む。</p>	<p>・子育てや自己啓発など、個人の生活設計に応じた柔軟で多様な働き方を選択できる「多様就業型ワークシェアリング」について、業種ごとに短時間正社員制度導入のためのモデルを開発し、普及</p>	<p>補助金等 274</p>	<p>厚生労働省</p>

「行動計画策定指針（案）」事項別国の施策状況一覧

行動計画策定指針（案）事項	具体的な国の施策（事業）	措置状況		省庁名
		予算額 (百万円)		
エ テレワークの導入 テレワーク（情報通信技術（IT）を利用した場所・時間にとらわれない働き方）については、仕事と子育ての両立のしやすい働き方である点に着目し、その導入の推進を図る。	・テレワークシンポジウムの開催等によりテレワークの推進を図るとともに、テレワークによる勤務（在宅勤務）に関する労働基準行政上の取扱いを明確にし、ガイドラインの策定を行い、事業主等に周知を図ることにより在宅勤務者に対する適正な労務管理を推進	ガイドライン等		厚生労働省
	・女性等の社会参加支援のためのテレワーク実施環境の整備 女性等がテレワークを容易に実施することができるコンテンツを14年度に試作。この試作したコンテンツについて、多種多様な業務と雇用形態をとる女性等の使用を通じて、不足している機能を明らかにし、追加すべき機能を示すなど、コンテンツ等の充実を図る方策を明示	補助金等	19	国土交通省
	・テレワーク普及啓発活動の実施及びモデル都市制度の創設に向けた検討 テレワークに関するセミナーの開催等の普及啓発活動を実施するとともに、テレワークの先進的な取組を行っている都市を指定し、モデル的な支援を行いつつ、全国的な普及促進に向けた支援策の検討等を行うテレワークモデル都市制度の創設に向けた検討を実施	補助金等	18	国土交通省
オ 職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識等の是正のための取組 職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識等の働きやすい環境を阻害する職場における慣行その他の諸要因を積極的に解消するため、管理職を含めたその雇用する労働者すべてを対象として、情報提供、研修等による意識啓発を行う。				
2 その他の次世代育成支援対策に関する事項				
(1) 子育てバリアフリー 多数の来訪者が利用する社屋等において、子どもを連れた人が安心して利用できるよう、託児室・授乳コーナーや乳幼児と一緒に安心して利用できるトイレの設置等の整備を行う。 また、商店街の空き店舗等を活用して、託児施設等各種の子育て支援サービスの場を提供する。	・商店街振興組合、社会福祉法人、NPO法人等が商店街の空き店舗を借り上げて改装等を行い、保育施設や親子交流施設等のコミュニティ施設を設置、運営する際の改装費や家賃等を補助（200か所の内数）	補助金等	*1,000	経済産業省

「行動計画策定指針（案）」事項別国の施策状況一覧

行動計画策定指針（案）事項	具体的な国の施策（事業）	措置状況 予算額 （百万円）	省庁名
<p>(2) 子ども・子育てに関する地域貢献活動</p> <p>ア 子ども・子育てに関する活動の支援 地域において、子どもの健全育成、疾患・障害を持つ子どもの支援、子育て家庭の支援等を行うNPOや地域団体等について、その活動への労働者の積極的な参加を支援する。</p> <p>イ 子どもの体験活動等の支援 子どもの多様な体験活動等の機会の充実を図るため、職場見学を実施すること、子どもが参加する地域の行事・活動に企業内施設や社有地を提供すること、各種学習会等の講師、ボランティアリーダー等として社員を派遣すること、子どもの体験活動を行うNPO等に対する支援を行うこと等に取り組む。</p> <p>ウ 子どもを交通事故から守る活動の実施や支援 子どもを交通事故から守るため、労働者を地域の交通安全活動に積極的に参加させる等、当該活動を支援するとともに、業務に使用する自動車の運転者に対する交通安全教育、チャイルドシートの貸出しによる再利用活動等、企業内における交通の安全に必要な措置を実施する。</p> <p>エ 安全で安心して子どもを育てられる環境の整備 子どもを安全な環境で安心して育てることができるよう、地域住民等の自主的な防犯活動や少年非行防止、立ち直り支援のためのボランティア活動等への労働者の積極的な参加を支援する。</p>	<p>・ 文部科学省が主体となって実施している「[子どもと話そう]全国キャンペーン」の一環として業務説明や省内見学などを行うことにより、①親子のふれあいを深める、②子どもたちが夏休みに広く社会を知る体験活動の機会とし、府省庁等の施策に対する理解を深めてもらうことを目的として、子ども露が関見学デーを平成8年から実施</p> <p>・ 都道府県警察において安全運転管理者等の選任及び安全運転管理者等に対する講習が適切に実施されるよう指導・調整を行うとともに、道路交通法に基づき、業務用自動車運転者に対する交通安全教育の内容及び方法等を定めた交通安全教育指針を作成し、公表</p> <p>・ 防犯ボランティアによる自主的なパトロール活動に対し、地域安全情報の提供を含め適切な指導助言を行うとともに、警察官に同行しての合同パトロールの実施、防犯ボランティアの活動についての広報等による支援を推進</p>	<p>その他</p> <p>その他</p> <p>ガイドライン等</p>	<p>文部科学省をはじめ24府省庁等（平成15年）</p> <p>警察庁</p> <p>警察庁</p>
<p>(3) 企業内における「子ども参観日」の実施 保護者でもある労働者の子どもとふれあう機会を充実させ、心豊かな子どもを育てるため、子どもが保護者の働いているところを実際に見ることができる「子ども参観日」を実施する。</p>	<p>・ 文部科学省が主体となって実施している「[子どもと話そう]全国キャンペーン」の一環として業務説明や省内見学などを行うことにより、①親子のふれあいを深める、②子どもたちが夏休みに広く社会を知る体験活動の機会とし、府省庁等の施策に対する理解を深めてもらうことを目的として、子ども露が関見学デーを平成8年から実施</p>	<p>その他</p>	<p>文部科学省をはじめ24府省庁等（平成15年）</p>

「行動計画策定指針（案）」事項別国の施策状況一覧

行動計画策定指針（案）事項	具体的な国の施策（事業）	措置状況		省庁名
			予算額 (百万円)	
(4) 企業内における学習機会の提供等による家庭の教育力の向上 保護者でもある労働者は、子どもとの交流の時間が確保しにくい状況にあるとともに、家庭教育に関する学習機会への参加が難しい状況にあるため、企業内において、家庭教育講座等を地域の教育委員会やNPO等と連携して開設するなどの取組により、家庭教育への理解と参画の促進を図る。	・就学時健診等の機会を活用した家庭教育に関する講座の全国的な実施	補助金等	519	文部科学省
	・労働者のキャリア形成を支援するため、事業主が、その雇用する労働者について、職業訓練の実施、職業能力開発休暇の付与、長期教育訓練休暇制度の導入、職業能力評価の実施、キャリア・コンサルティングの機会の確保を行った場合にキャリア形成促進助成金による助成措置を実施	補助金等	13,475	厚生労働省
	・インターンシップ等在学中からの職業体験機会の充実	補助金等	1,927	厚生労働省
(5) 若年者の安定就労や自立した生活の促進 次代の社会を担う若年者の能力開発や適職選択による安定就労を推進するため、若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供、トライアル雇用等を通じた雇入れ又は職業訓練の推進を行う。	・若年者トライアル雇用事業の実施	補助金等	8,504	厚生労働省

(注) 予算額欄の「*」印は、その施策に係る額が計上された予算額の内数であることを示す。